

県立自然公園条例及び岩手県自然環境保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第86号

県立自然公園条例及び岩手県自然環境保全条例の一部を改正する条例

(県立自然公園条例の一部改正)

第1条 県立自然公園条例(昭和33年岩手県条例第53号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(公園事業の執行)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 市町村は、知事に<u>協議し、その同意を得て</u>、公園事業の一部を執行することができる。</p> <p>3～10 [略]</p> <p>(市町村が執行する公園事業)</p> <p>第7条の8 第7条第4項から第10項まで、第7条の2、<u>第7条の3第1項並びに第7条の6第1項及び第2項の規定は、第7条第2項の規定に基づき市町村が公園事業を執行する場合について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の認可を受けようとする者」とあるのは「第2項の同意を得ようとする者」と、同条第6項中「第3項の認可を受けた者」とあるのは「第2項の同意を得た者」と、「知事の認可を受けなければ」とあるのは「知事に協議し、その同意を得なければ」と、同条第7項中「認可を受けようとする者」とあるのは「同意を得ようとする者」と、第7条の2中「知事の承認を受けなければ」とあるのは「知事に届け出なければ」と、第7条の3第1項中「知事の承認を受けたとき」とあるのは「知事に協議し、その同意を得たとき」と、<u>第7条の6第1項及び第2項中「第7条第3項の認可」とあるのは「第7条第2項の同意」と読み替えるものとする。</u></u></p>	<p>(公園事業の執行)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 市町村は、知事に<u>協議して</u>、公園事業の一部を執行することができる。</p> <p>3～10 [略]</p> <p>(市町村が執行する公園事業)</p> <p>第7条の8 第7条第4項から第10項まで、第7条の2<u>及び</u>第7条の3第1項の規定は、第7条第2項の規定に基づき市町村が公園事業を執行する場合について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の認可を受けようとする者」とあるのは「第2項の協議をしようとする者」と、「申請書」とあるのは「協議書」と、<u>同条第5項中「申請書」とあるのは「協議書」と、同条第6項中「第3項の認可を受けた者」とあるのは「第2項の協議をした者」と、「知事の認可を受けなければ」とあるのは「知事に協議しなければ」と、同条第7項中「認可を受けようとする者」とあるのは「協議をしようとする者」と、「申請書」とあるのは「協議書」と、<u>同条第8項中「申請書」とあるのは「協議書」と、第7条の2中「知事の承認を受けなければ」とあるのは「知事に届け出なければ」と、第7条の3第1項中「知事の承認を受けたとき」とあるのは「知事に協議したとき」と読み替えるものとする。</u></u></p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(岩手県自然環境保全条例の一部改正)

第2条 岩手県自然環境保全条例(昭和48年岩手県条例第62号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(自然環境保全地域に関する保全事業の執行)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 市町村及び知事が定める公共団体(以下「市町村等」という。)は、知事に<u>協議し、その同意を得て</u>、自然環境保全地域に関する保全事業の一部を執行することができる。</p> <p>(国等に関する特例)</p> <p>第19条 国若しくは地方公共団体又は公共的目的を有する法人で規則で定めるもの(以下「国等」という。)が行う行為については、第15条第4項又は第16条第3項第7号の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国等は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に<u>協議し、その同意を得なければならない</u>。</p> <p>2 [略]</p> <p>(環境緑地保全地域に関する保全事業)</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2 市町村等は、知事に<u>協議し、その同意を得て</u>、環境緑地保全地域に関する保全事業の一部を執行することができる。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(自然環境保全地域に関する保全事業の執行)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 市町村及び知事が定める公共団体(以下「市町村等」という。)は、知事に<u>協議して</u>、自然環境保全地域に関する保全事業の一部を執行することができる。</p> <p>(国等に関する特例)</p> <p>第19条 国若しくは地方公共団体又は公共的目的を有する法人で規則で定めるもの(以下「国等」という。)が行う行為については、第15条第4項又は第16条第3項第7号の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国等は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に<u>協議しなければならない</u>。</p> <p>2 [略]</p> <p>(環境緑地保全地域に関する保全事業)</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2 市町村等は、知事に<u>協議して</u>、環境緑地保全地域に関する保全事業の一部を執行することができる。</p> <p>3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の県立自然公園条例第7条第2項又は第7条の8において読み替えて準用する第7条第6項の同意を得ようとしている者の申請書及びその添付書類は、第1条の規定による改正後の県立自然公園条例第7条の8において読み替えて準用する第7条第4項又は第7項の規定による協議書及び同条例第7条の8において読み替えて準用する第7条第5項又は第7条の8において読み替えて準用する第7条第8項において準用する同条第5項の規定による添付書類とみなす。